

なるほど ガイド



mini REPORT

2 0 0 4

仙台銀行ミニディスクロージャー誌

中間期版

【平成16年9月期】

ごあいさつ



皆さまには、平素より仙台銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

さて、皆さまに仙台銀行をより一層ご理解いただき、身近な銀行としてご利用いただけるようミニディスクロージャー誌「mini REPORT2004 中間期版」を作成いたしました。当行の最近の業績や経営方針等についてわかりやすく掲載しておりますのでご覧いただければ幸いです。

平成17年4月からはペイオフが全面解禁し、金融システムは大きな節目を迎えることとなります。私どもはこれからも皆さまの信頼と期待に応え、地域へ役立つ金融機関として評価・選択される銀行となれるよう邁進してまいります。

今後とも引き続き一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成16年12月

仙台銀行

取締役頭取

三井 精一

目次

ごあいさつ

当行の経営方針 1

預金保険制度 2

預金保険制度Q&A 4

決済用預金 7

地域の皆さまとともに 8

リレーションシップバンキングの
機能強化計画について 12

業績のハイライト(単体情報) 14

不良債権の状況 16

当行は宮城県の中小企業の方々のために設立された地域金融機関です。
お客様の声にお応えし、「地域へ役立つ力」を高めていきます。

当行は、昭和26年に宮城県知事の提唱により、宮城県の中小企業の金融円滑化を目的に、宮城県が資本金の4割を出資して設立されました。「宮城県の中小企業の方々のために役立つ」ことは私たちの企業使命です。

現在、当行では「その声にお応えします」をキーワードに、全行を挙げて「地域お役立ち運動」に取り組んでいます。この運動は、行員一人ひとりがお客様の声を受け止め、お客様にご満足いただける商品やサービスを提供していくことで、お客様との末長い信頼関係を築いていくことを目標としています。

是非、私たち仙台銀行に皆様の「声」をお聞かせください。役職員が一丸となって「地域へ役立つ力」をさらに高め、皆様の期待と信頼にお応えできるよう努力してまいります。

■新中期経営計画「ステップ・アップ・プランⅡ」の体系図

経営目標

私たち仙台銀行の行動指針

計画目標

地域からもっとも信頼され、地域にもっとも貢献する銀行

行動のキーワード
その声にお応えします
—地域へ役立つ力を高める—

- ① 期待される金融サービスをスピーディーに提供提案する
 - 《顧客から支持される》
 - 元気をくれる銀行
 - 頼れる、期待できる銀行
 - ともに成長する銀行
- ② 親切・誠実な対応を実践する
 - 《顧客からの信頼を高める》
 - 安心して取引できる銀行
 - 顧客を大切にできる銀行
 - 親しみやすい銀行

コア業務純益40億円
体制の確立



企業風土の改善・改革の
さらなる進展



内部管理体制の精度向上と
健全経営の堅持

預金保険制度による預金等の保護範囲が平成17年4月より変わります。
ここでは、預金保護のしくみについてご説明いたします。

預金保険制度とは

預金保険制度とは、万が一金融機関が預金等の払戻しができなくなった場合などに、預金者等（以下、「預金者」といいます）の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的とする制度です。

預金保険制度の対象となる金融機関は次のとおりです。

- ・銀行（日本国内に本店のあるもの）
 - ・信用金庫
 - ・信金中央金庫
 - ・信用組合
 - ・全国信用協同組合連合会
 - ・労働金庫
 - ・労働金庫連合会
- ※日本国内に本店を有しない外国銀行の支店や、日本国内に本店のある金融機関の海外支店は対象外です。
※農林中央金庫、農協、漁協、水産加工協等は別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

ペイオフとは

ペイオフとは狭い意味では、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式のことを指します。

このほかに、預金全額保護の特別措置が終了するという、すなわち、万が一金融機関が破綻したときには、預金等のうち元本1,000万円を超える部分とその利息等が一部カットされることがあるという意味で、例えば「ペイオフ解禁」というように使われることもあります。

「ペイオフ解禁」といっても、すぐに預金がカットされるわけではありません。

預金保険制度による預金保護の方法

預金保険制度による預金保護の方法には次の2つがあります。

①保険金支払方式（これをペイオフといいます）

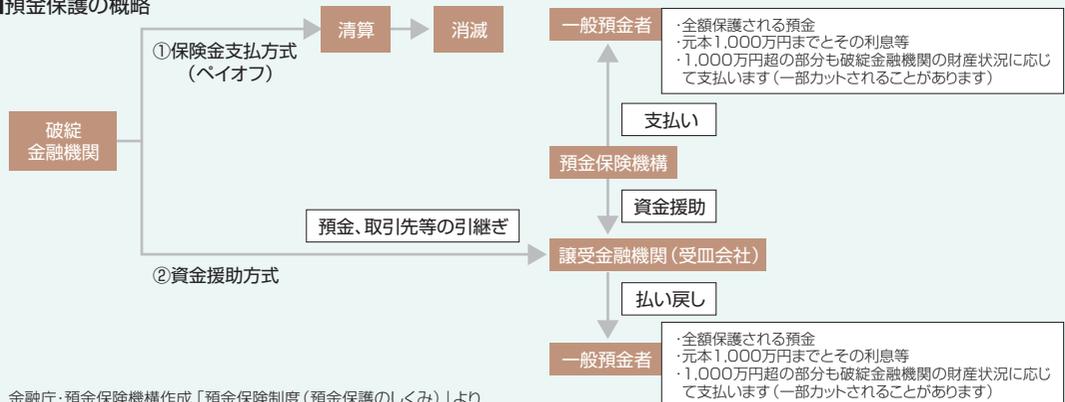
万が一金融機関が破綻した場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式

②資金援助方式

万が一金融機関が破綻した場合に、譲受金融機関に付保預金（預金保険で保護される預金）などを引継ぐ方式

いずれの方式を選択しても、預金保護の範囲は変わりません。

■預金保護の概略



預金保険の対象となる預金等

預金保険制度では、全ての預金等が保護されるわけではありません。

預金保険の対象となる預金等は次のとおりです。

預金保険の対象となる預金等	預金保険の対象とならない預金等
<ul style="list-style-type: none"> ●預金(右欄の預金を除きます) ・当座預金 ・普通預金 ・通知預金 ・納税準備預金 ・貯蓄預金 ・定期預金 ・別段預金 ●定期積金 ●掛金 ●元本補てん契約のある金銭信託 (ビッグ等の貸付信託を含みます) ●金融債(ワイド等の保護預り専用商品に限ります) ●上記を用いた積立・財形貯蓄商品 	<ul style="list-style-type: none"> ●外貨預金 ●譲渡性預金 ●オフショア預金 ●日本銀行の預金(国庫金を除きます) ●金融機関の預金(確定拠出年金の積立金の運用部分を除きます) ●預金保険機構の預金 ●無記名預金 ●他人名義預金 ●導入預金 ●元本補てん契約のない金銭信託(ヒット等) ●金融債(保護預り専用商品以外のもの)

預金等の保護の範囲

預金等の保護については、次のように段階的に範囲が変わります。

商品の分類		期間	
		平成14年4月～ 平成17年3月	平成17年4月～
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	利息のつかないなどの条件を満たす預金(注2)は全額保護
	定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグ等の貸付信託を含みます)、金融債(ワイド等保護預り専用商品に限ります)など(注1)	合算して元本1,000万円までとその利息等(注3)を保護 〔1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に 応じて支払われます(一部カットされることがあります)。〕	

(注1) このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金等を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

(注2) 決済用預金といえます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

(注3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。

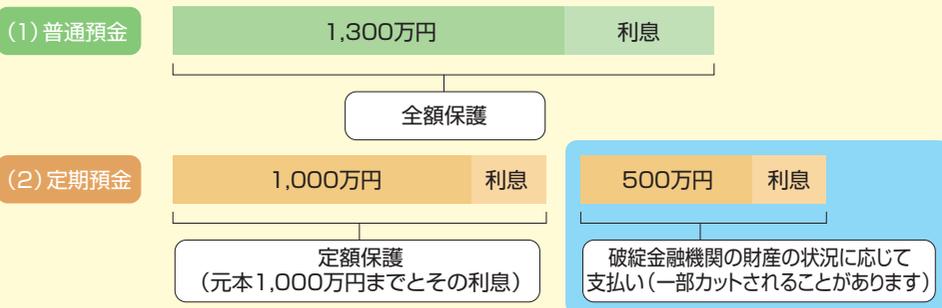
ここでは、お客さまの預金保険制度に関する疑問や質問にお答えします。

Q1 預金保険の対象となる預金のうち、保護される金額を具体的に教えてください。

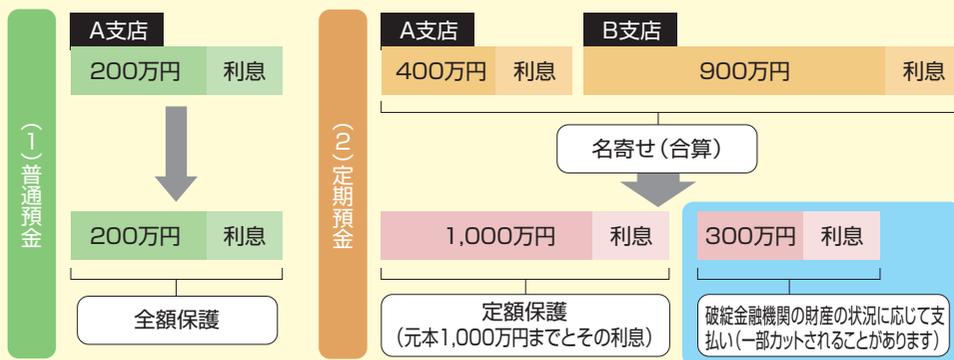
A 平成17年3月までと平成17年4月以降に保護される預金等の金額の例は次のようになります。

平成17年3月まで——当座預金、普通預金、別段預金は全額保護されます。

(例1) 1つの金融機関のある支店に元本1,300万円の普通預金および元本1,500万円の定期預金がある場合



(例2) 1つの金融機関の複数の支店に元本200万円の普通預金および元本合計1,300万円の定期預金がある場合



金融庁・預金保険機構作成「預金保険制度(預金保護のしくみ)」より

○預金保険の対象となる預金等のうち当座預金・普通預金・別段預金以外について

- (1) 金融機関毎に預金者1人あたり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。
- (2) 元本1,000万円を超える部分とその利息等は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)。

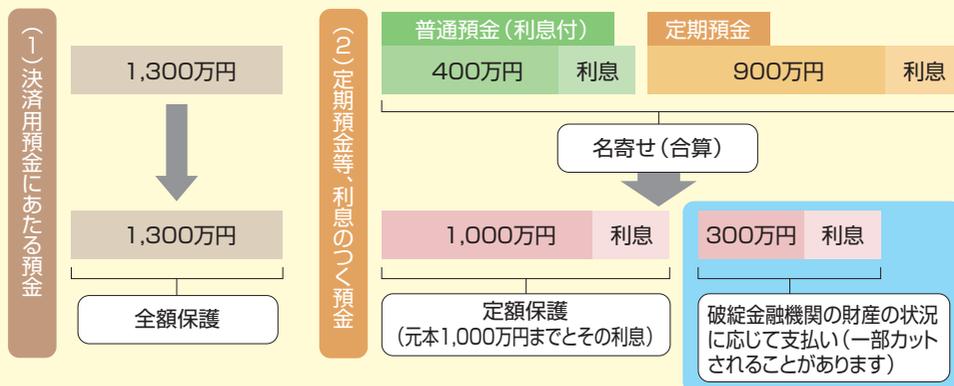
預金者が受け取ることができるのは、1,000万円だけではありません。

○預金保険対象外の預金等について

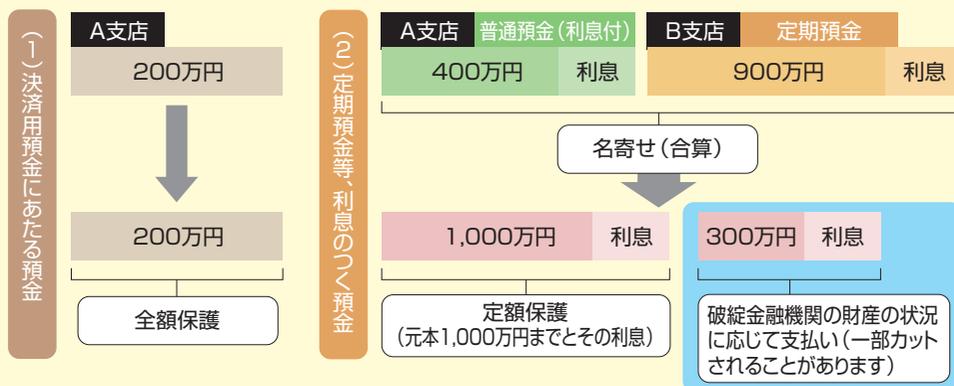
破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)。

平成17年4月以降——決済用預金にあたる預金は全額保護されます。

(例1) 1つの金融機関のある支店に元本1,300万円の決済用預金にあたる預金、元本400万円の普通預金(利息付)および元本900万円の定期預金がある場合



(例2) 1つの金融機関の複数の支店に元本200万円の決済用預金にあたる預金、元本400万円の普通預金(利息付)および元本900万円の定期預金がある場合



Q2 1預金者について、全額保護される預金を除き、1,000万円を超える預金等がある場合、付保預金額の確定はどのような手順で行われるのですか。

A 保険対象預金等のうち、全額保護される預金以外の預金等が元本1,000万円を超え、かつ、複数の預金等が存在する場合には、預金保険法で定められた次のような優先順位により、元本1,000万円を確定することとなっています。

- ①担保権の目的となっていないもの
- ②弁済期(満期)の早いもの
- ③弁済期(満期)が同じ預金等が複数ある場合は、金利の低いもの
- ④金利が同じ預金等が複数ある場合等は、預金保険機構が指定するもの
- ⑤担保権の目的となっているものが複数ある場合は預金保険機構が指定するもの

なお、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等がある場合、当該預金者の積立分も含め付保預金額を確定しますが、付保預金を確定するための優先関係については、加入者個人の預金等が優先されます。

(例1) 定期預金について、下記の条件の場合の優先順位

種 類	担保設定の有無	満期日	金利(%)	優先順位
定期預金	無	平成17年10月1日	0.015	1
定期預金	無	平成17年10月1日	0.020	2
定期預金	無	平成17年12月1日	0.010	3
定期預金	有	平成17年 7月1日	0.050	4

Q3 家族名義の預金等はそれぞれ別々に保護されるのですか。

A 家族であっても、夫婦・親子はそれぞれ別の法的主体であるため、その名義に従い別個の預金者として取扱われ、それぞれ別に保護されます。ただし、家族の名義を借りたに過ぎない預金等は、他人名義預金として保護の対象外となります。

Q4 ペイオフや預金保険制度に関する資料・情報の入手方法は。

A 当行では、お客さまの疑問・不安にお答えするために、『ペイオフ相談窓口』を設置しております。専門のファイナンシャル・プランニング技能士がさまざまなペイオフや預金保険制度に関する相談に丁寧・的確にお答えします。詳しくは、推進部個人営業課までお問い合わせください。また、当行本支店窓口に預金保険制度のリーフレットを備え付けております。

■お問い合わせ先

推進部個人営業課 TEL022-225-8602
 受付時間：月～金曜日 9:00～17:00(土日祝日を除きます。)

■関連ホームページもご覧ください。

預金保険機構 <http://www.dic.go.jp/>
 金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>
 金融広報中央委員会 <http://www.saveinfo.or.jp/>

当行では、お客さまの利便性の向上にお応えするため、平成16年12月1日に「決済用普通預金」の取扱いを開始いたしました。

決済用預金について

決済用預金とは、安全確実な決済手段として、金融機関の破綻時にも全額保護される預金のことです。例えば、当座預金および平成16年12月1日より取扱いを開始した「決済用普通預金」はこれに該当します。

決済用預金の条件とは、次の3つの条件を全て満たす預金のことです。決済用預金については平成17年4月以降も預金が全額保護されます。

- ①お客さまのお申し出により払い戻しができること
- ②お利息がつかないこと
- ③口座振替等の決済サービスをご提供できること

「決済用普通預金」の商品概要

1. 商 品 名 決済用普通預金
2. 預 金 対 象 者 従来の普通預金と同様に法人および個人のお客さまなどがご利用できます。
3. 期 間 流動性預金のため定めはありません。
4. 入 払 方 法 従来の普通預金と同様に、1円以上1円単位で随時預入・払戻いたします。
5. 利 息 無利息です。
6. 自 動 振 替 従来の普通預金と同様に、各種の自動振替が可能です。
7. セ ッ ト 機 能 従来の普通預金と同様に、総合口座の定期預金、総合貯蓄口座、自動送金、順スイング契約(注)、仙台銀行ワイドカードとのセットが可能です。
8. 通 帳 従来の普通預金と同じ通帳を使用いたします。また、通帳の表紙裏に「決済用普通預金」の表示を行います。
9. キャッシュカード 従来の普通預金と同じカードを使用いたします。他金融機関のATMも使用可能です。

(注) 順スイング契約とは、普通預金(決済用普通預金を含む)から貯蓄預金への資金移動を行う契約です。貯蓄預金から決済用普通預金への資金移動を行う契約(逆スイング契約)はご利用いただけません。

「決済用普通預金」の特徴

1. 新規の口座開設以外にも、既存の普通預金から決済用普通預金への変更が可能です。変更後も預金科目や口座番号は変わりません。したがって、口座振替や振込指定の変更手続きは不要です。
2. 通帳、カードは引き続き使用することができます。
3. 総合口座の定期預金や仙台銀行ワイドカード、インターネットバンキング等の従前からセットされている機能についても引き続き利用することができます。ただし、逆スイング契約はご利用できません。

「その声にお応えします」が当行のキーワード。
お客さまのお役に立つ商品・サービスの提供に努めております。

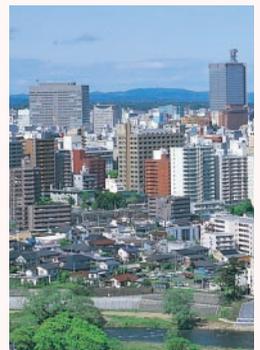
「宮城県CLO」 のお取扱い

平成16年4月から5月まで、宮城県の緊急経済産業再生プロジェクトの一つとして組成された新たな融資制度「宮城県CLO（ローン担保証券）」を取扱いました。



「みやぎ企業再生スキーム」 の創設へ

平成16年9月に、当行と七十七銀行は、宮城県内企業の早期事業再生を支援するため、企業再生ファンドを活用した「みやぎ企業再生スキーム」を創設することで協定しました。



住宅ローンプラザの 営業時間を拡大

平成16年4月から営業時間を延長・拡大し、仕事帰りや土・日でもご利用いただけるようになりました。



☎ 0120-3000-39
営業時間 平日 9:00~20:00
土・日 10:00~17:00

- 祝日・振替休日は休業
(ただし、祝日と土・日曜日が重複するときは営業いたします。)
- 12月31日~1月3日は休業

大好評! 「スーパーフリーローン」 「パーフェクトフリーローン」

「スーパーフリーローン」は、発売以来お申込み件数が5万件を突破しました(平成16年8月末現在)。また、ご来店不要サービスの「パーフェクトフリーローン」も好評です。



カンタンコール
ローンはサンキュ!
☎ 0120-6000-39

受付時間
月~金曜日 9:00~19:00
(土・祝日を除きます。)

法人向け「仙台銀行インターネットビジネスバンキングサービス」を開始

平成16年11月から、法人向け「仙台銀行インターネットビジネスバンキングサービス」を開始しました。現在ご利用のパソコンで、各種照会や振込、総合・給与振込のお取扱いが可能です。



亶理支店を 新築・移転オープン

平成16年5月、亶理支店を亶理町内に新築移転オープンいたしました。明るく開放的な店舗で、これまで以上に真心を込めてお客さまをお迎えさせていただいております。



平成16年5月6日に新築・移転した亶理支店

TOPICS

平成16年4月～12月トピックス

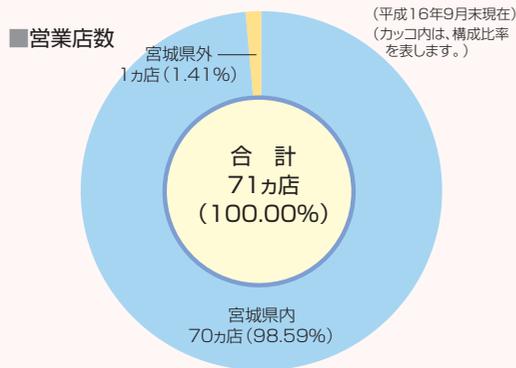
- 4月 ●「宮城県CLO」取扱い開始（平成16年4月から平成16年5月末まで）
 - 「住宅ローンプラザ」営業時間拡大
 - 「情報センター」設置
- 5月 ●亶理支店 新築移転
- 6月 ●「夏の感謝祭」実施
- 8月 ●「スーパーフリーローン」お申込み件数5万件突破
- 9月 ●「みやぎ企業再生スキーム」創設に関する協定締結
- 11月 ●法人向け「仙台銀行インターネットビジネスバンキングサービス」取扱い開始
- 12月 ●「決済用普通預金」取扱い開始
 - 「冬の感謝祭」実施



当行は宮城県に密着した企業活動を展開し、地域の皆さまとより高い信頼関係の構築に努めております。

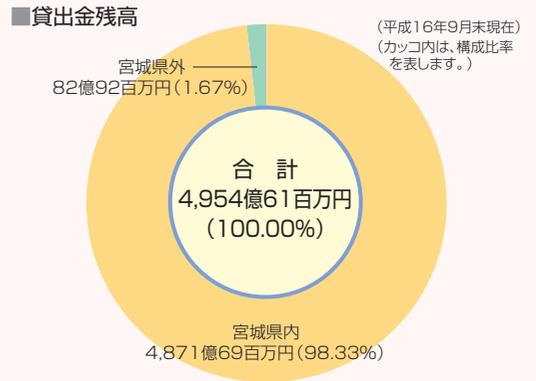
宮城県に密着した企業活動

当行では、営業店71カ店のうち70カ店を宮城県内に設置しております。また、平成16年9月末現在、店舗外ATMを109カ所、CDを1カ所設置し、ネットワークの充実を図っております。



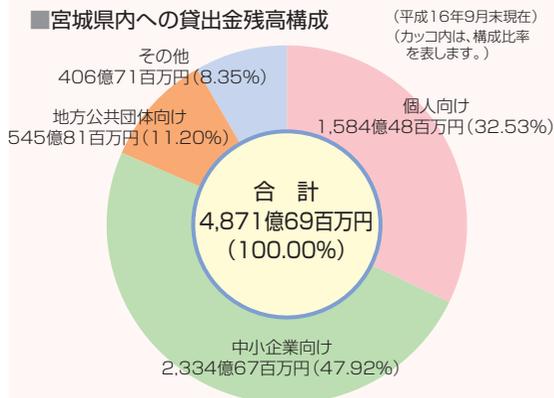
宮城県内への貸出金の状況

平成16年9月末現在、宮城県内への貸出金残高は4,871億円であり、当行の貸出金残高全体の98.33%となっております。



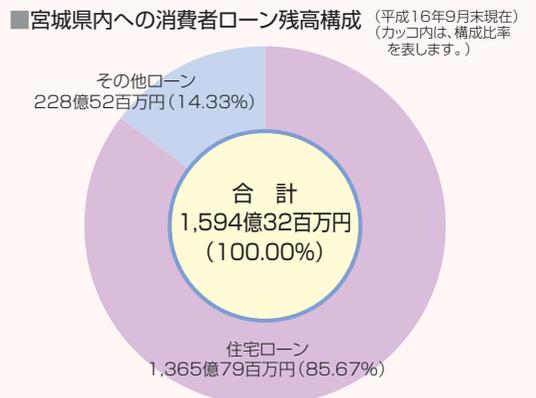
中小企業への貸出金の状況

平成16年9月末現在、宮城県内の中小企業への貸出金残高は2,334億円であり、当行の宮城県内への貸出金残高の47.92%となっております。



消費者ローンの状況

平成16年9月末現在、当行の宮城県内への消費者ローン残高は1,594億円であり、このうち住宅ローン残高は1,365億円となっております。



地域行事へ参加

当行本支店の所在地で開催される地域行事に参加し、地域の方々と交流を深めております。

平成16年9月には岩出山町「政宗公まつり」に当行すずめ踊りチームが参加しました。



岩出山町「政宗公まつり」
で舞う当行すずめ踊りチーム

キャンペーン「夏の感謝祭」を開催

平成16年6月から7月まで、日頃のご愛顧にお応えするため「夏の感謝祭」を開催しました。

今回は、抽選でペア15組のお客さまに温泉旅館の宿泊をプレゼントしました。



遠刈田温泉「温泉山荘・だいこんの花」
のペア宿泊をプレゼント

定期講演会(入場無料)

毎年「新春経済講演会」(1月)と「秋季講演会」(11月)を本店で開催しております。平成16年11月の秋季講演会では、政治評論家の屋山太郎氏をお招きし、講演をいただきました。



秋季講演会(平成16年11月5日)
講師 政治評論家
屋山 太郎氏

公益信託「仙台銀行まちづくり基金」

宮城県内のまちづくり活動等を応援するため、平成4年6月に「仙台銀行まちづくり基金」を設立し、毎年助成金を交付しております。平成15年度は4団体に助成金を交付いたしました。



平成15年度助成先
「風越七曲会」
(本吉郡本吉町)

当行では、平成15年8月に「リレーションシップバンキングの機能強化計画」(以下、「機能強化計画」)を策定し、中小企業の再生と地域経済の活性化に向けて様々な施策に取り組んでおります。



「機能強化計画」の概要

「機能強化計画」は、当行の経営目標である「地域から最も信頼され、地域に最も貢献する銀行」を踏まえ、中小企業の再生と地域経済の活性化等に向け、計画期間中(平成15年度～平成16年度)に当行が取り組む事項を取りまとめたものです。地域金融機関として、これまで以上に地域の皆様のお役に立てるよう、本計画を着実に実行していく所存です。

—— 基本方針 ——

- ① 人材の育成と態勢の整備に努め、企業のライフステージに応じた種々の問題解決型サービスの充実を目指します。
- ② 収益管理体制の整備を図り、採算性、効率性を重視した業務活動による安定した収益力の確保と財務体力の向上に繋げてまいります。
- ③ 試行、改善を通して蓄積した経験知を拡げ活用することにより、地域金融へのニーズに対し、的確かつ迅速な対応を目指します。

—— 中小企業金融の再生に向けた取り組み ——

- ① 人材育成を強化し、個々の職員の一層のレベルアップを図ります。
- ② 本部内に企業サポート情報を集積、活用する「情報センター」を設置し、取引先企業からの経営相談等に的確かつ迅速に対応できる体制をつくります。
- ③ 産学官、政府系金融機関等との連携を強化し、多様なサービスの提供に努めます。
- ④ 平成15年4月より取扱いを開始した無担保・第三者保証人不要の事業性貸出「サポートみやぎ」等、新たな融資手法に積極的に取り組みます。

—— 健全性の確保、収益性の向上等に向けた取り組み ——

- ① 過去の担保不動産の処分実績を検証し、担保評価方法の見直しを検討します。
- ② 取引先企業の信用格付登録を推し進め、信用格付制度の一層の充実を図ります。
- ③ 信用格付データの整備、充実に努め、同データを審査業務、企業支援、商品開発等に活用します。

「機能強化計画」の進捗状況(平成15年4月～平成16年9月)

当行では、経営目標に基づき日頃より地域に密着した業務活動に努めてまいりました。機能強化計画はそのような日頃の活動の更なる活性化を目指したものであり、地域の皆様の様々なニーズにお応えすべく、種々の施策に取り組みました。

主な取り組みは下記のとおりですが、平成16年9月までに予定しておりました取り組みはほぼ実行いたしました。今後も、機能強化計画の基本方針に則り、着実に計画を進めてまいり所存です。

中小企業金融の再生に向けた取り組み

創業・新事業支援、経営相談、早期事業再生等の機能強化

- 人材の育成と組織体制の強化
 - ・ 関連する研修に延べ168名が参加、通信教育を延べ449名が受講するなど、個々の職員のスキルアップに努めました。
 - ・ 企業の様々なニーズへ迅速、的確に対応するため、本部内に企業サポートに関する「情報センター」を設置いたしました。
 - ・ 業種毎のスペシャリスト育成と、より精度の高い融資対応の観点から、業種別審査体制を開始いたしました。
- 新たな企業再生手法への取り組み
 - ・ 宮城県中小企業再生支援協議会の積極活用、あるいはDIPファイナンス(民事再生法により再建中の企業に対する融資)に取り組むなど、新たな企業再生手法の活用に努めました。
- 要注意先債権等の健全債権化等への取り組み
 - ・ 企業支援室、企業支援プロジェクトチームを中心に、お取引先企業への各種提案、経営相談に努めました結果、67先の債務者区分がランクアップいたしました。

新しい中小企業金融への取り組み

- 「サポートみやぎ」の発売
 - ・ 信用格付けを活用した無担保・第三者保証人不要の事業性貸出「サポートみやぎ」を平成15年4月より発売し、平成16年9月末における取扱累計は1,920件、139億円となりました。
- CLO(ローン担保証券)への取り組み
 - ・ 宮城県他3県連携のCLOに参加し、34先、11億円の取扱い実績を挙げました。

健全性の確保・収益性の向上等に向けた取り組み

資産査定、信用リスク管理の厳格化

- 担保不動産評価方法等の検証
 - ・ 不動産担保評価システムによる評価方法の合理性と処分実績から見た評価精度について検証を行いました。
- 信用格付システムの検証
 - ・ 信用格付システムについて、外部専門機関による監査を実施いたしました。

「リレーションシップバンキングの機能強化計画と進捗状況」については、当行ホームページにより詳しく掲載しております。
ホームページ<http://www.sendaibank.co.jp/>

当行の平成16年9月期中間決算の概要について

当行では新中期経営計画「ステップ・アップ・プランII」に基づき、業容の拡大と財務基盤の強化に努めてまいりました。

損益の状況について

平成16年9月期決算の経常収益は88億91百万円(前年同期比1.7%増)、経常利益は10億62百万円(前年同期比225.7%増)、中間純利益は8億95百万円(前年同期比118.6%増)と前年同期に比べ増収増益となりました。また、銀行本来の収益力を表すコア業務純益は14億21百万円(前年同期比7.9%増)となりました。

増収増益の要因は、前年同期に比べ貸出金残高が増加し貸付金利息収入が増加したことや、国内債券利回が上昇したことにより有価証券利息配当金が増加したことに加え、取引先企業の業績回復や当行による企業改善支援の効果により貸倒引当金繰入等の与信関連の費用が減少したことなどによるものです。

経常収益

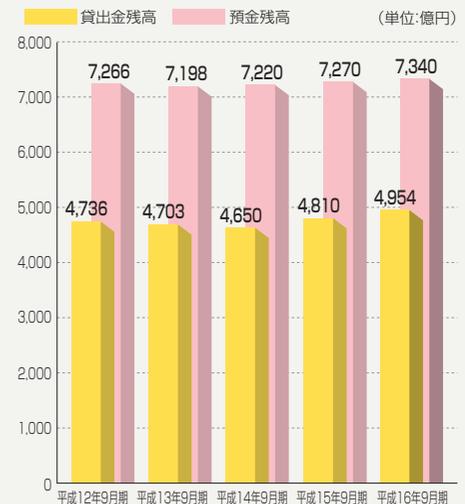


預金・貸出金残高、有価証券残高、自己資本比率(単体)について

預金残高は個人預金残高が堅調に推移し、7,340億81百万円(前年同月比0.9%増)となりました。貸出金残高は主に住宅ローンや地方公共団体向け貸出が堅調に推移したことから4,954億61百万円(前年同月比2.9%増)となりました。

有価証券残高は、債券相場や株価動向を勘案しながら、資金の効率的かつ安定した運用に努め1,885億12百万円(前年同月比8.2%増)となりました。自己資本比率(国内基準・単体)は、中間純利益を計上したことなどから平成16年3月末比0.42ポイント上昇し8.42%となりました。

預金・貸出金残高



経常利益・中間純利益

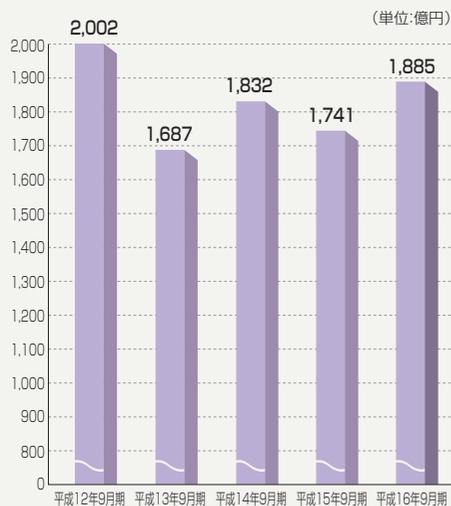


業務純益・コア業務純益

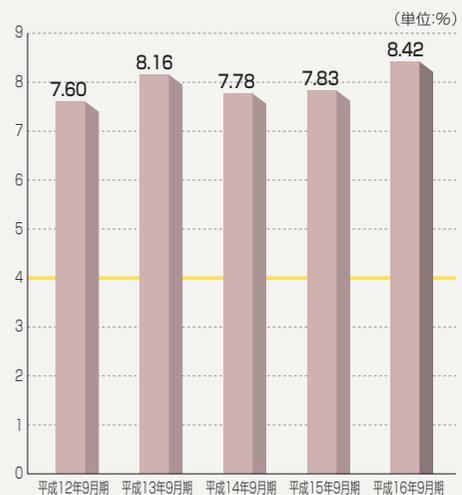
※コア業務純益とは、業務純益から一般貸倒引当金繰入額及び債券売買等の損益を控除した金額をいいます。



有価証券残高



自己資本比率(単体)



銀行は、銀行法及び金融再生法に基づき、銀行の保有する不良債権等を開示することが義務づけられています。これらの開示は銀行が定期的
に実施している資産の自己査定の結果を基礎に行われます。

リスク管理債権、自己査定、金融再生法開示債権の関係、貸出金等の状況(単体ベース)

リスク管理債権

銀行法に基づく開示債権は「リスク管理債権」と呼ばれ、貸出金のみが対象となります。

平成16年9月末の単体ベースでの開示債権額は前年同期比47億82百万円減少し、336億7百万円となりました。

区分と債権額	
破綻先債権	3,886 (0.78%)
延滞債権	24,606 (4.96%)
3か月以上延滞債権	444 (0.08%)
貸出条件緩和債権	4,670 (0.94%)
合計	33,607 (6.78%)

※対象資産は、貸出金です。()は、貸出金に対する割合です。

■貸出金残高に占めるリスク管理債権額の割合



(算出方法) $\frac{\text{リスク管理債権額}}{\text{貸出金}} \times 100$

自己査定

自己査定とは、銀行が保有する貸出金などの個々の資産について、その価値を定期的に査定し分類する作業をいいます。この自己査定の結果に基づき適正な引当・償却を行います。また、自己査定の結果は各開示債権の金額算定の基礎ともなります。

区分と債権額		
破綻先	3,926	
実質破綻先	8,132	
破綻懸念先	16,606	
要注意先	要管理先	7,190
	要管理先以外の要注意先	61,301
正常先	404,638	
合計	501,795	

(平成16年9月末現在、単位:百万円)

金融再生法開示債権

金融再生法に基づく開示債権は「金融再生法開示債権」と呼ばれ、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返等を含む）が対象となります。平成16年9月末の単体ベースでの開示債権額は前年同期比47億21百万円減少し、337億80百万円となりました。

金融再生法開示債権

※対象資産は、貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他の資産中の未収利息・仮払金、支払承諾見返です。

区分と債権額	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12,059
危険債権	16,606
要管理債権	5,114
正常債権	468,015

合計 501,795

金融再生法開示債権の保全内訳

※正常債権以外

	債権額 (A)	保全額 (B)	担保・保証等		貸倒引当金	保全率 (B/A)
			担保	保証等		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12,059	12,059	8,641	3,417		100.0%
危険債権	16,606	14,288	11,657	2,631		86.0%
要管理債権	5,114	3,103	2,241	862		60.6%
合計	33,780	29,451	22,540	6,911		87.1%

開示している不良債権の全てが回収不能となるわけではありません。開示債権には、担保・保証等や貸倒引当金により保全されている部分も含まれています。

用語の説明

リスク管理債権	
分類	内容
破綻先債権	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金。
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
3カ月以上延滞債権	元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金。（但し、破綻先債権、延滞債権を除く。）
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援のために、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、債務者に有利となるよう融資条件を緩和した貸出金。（破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権を除く。）

自己査定した債務者区分	
区分	内容
破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。
実質破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。
破綻懸念先	現状は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大さいと認められる債務者。
要管理先	要注意先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者。
要管理先以外の要注先	今後の管理に注意を要する債務者。
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容も特段の問題がないと認められる債務者。

金融再生法開示債権	
分類	内容
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産、会社更生・再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
危険債権	債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
要管理債権	3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権。

(平成16年9月末現在、単位:百万円)

金融再生法開示債権

金融再生法に基づく開示債権は「金融再生法開示債権」と呼ばれ、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返等を含む）が対象となります。平成16年9月末の単体ベースでの開示債権額は前年同期比47億21百万円減少し、337億80百万円となりました。

金融再生法開示債権

※対象資産は、貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他の資産中の未収利息・仮払金、支払承諾見返です。

区分と債権額	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12,059
危険債権	16,606
要管理債権	5,114
正常債権	468,015

合計 501,795

金融再生法開示債権の保全内訳

※正常債権以外

	債権額 (A)	保全額 (B)	担保・保証等		貸倒引当金	保全率 (B/A)
			担保	保証等		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12,059	12,059	8,641	3,417		100.0%
危険債権	16,606	14,288	11,657	2,631		86.0%
要管理債権	5,114	3,103	2,241	862		60.6%
合計	33,780	29,451	22,540	6,911		87.1%

開示している不良債権の全てが回収不能となるわけではありません。開示債権には、担保・保証等や貸倒引当金により保全されている部分も含まれています。

用語の説明

リスク管理債権	
分類	内容
破綻先債権	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金。
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
3カ月以上延滞債権	元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金。（但し、破綻先債権、延滞債権を除く。）
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援のために、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、債務者に有利となるよう融資条件を緩和した貸出金。（破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権を除く。）

自己査定した債務者区分	
区分	内容
破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。
実質破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。
破綻懸念先	現状は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大いだと認められる債務者。
要管理先	要注意先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者。
要管理先以外の要注先	今後の管理に注意を要する債務者。
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容も特段の問題がないと認められる債務者。

金融再生法開示債権	
分類	内容
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産、会社更生・再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
危険債権	債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
要管理債権	3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権。

店舗のご案内

(平成16年11月末現在71カ店)

	店名	(店コード)	電話番号		店名	(店コード)	電話番号
青葉区 11カ店	本店営業部	(201)	022-225-8241	県南地区 9カ店	白石支店	(301)	0224-25-5211
	本国分町支店	(203)	022-222-1416		角田支店	(302)	0224-63-2251
	中央通支店	(204)	022-221-7261		丸森支店	(303)	0224-72-1167
	上杉支店	(225)	022-265-1291		大河原支店	(304)	0224-53-2245
	八幡町支店	(227)	022-272-3730		船岡支店	(305)	0224-55-1140
	宮町支店	(208)	022-234-2241		岩沼支店	(306)	0223-22-2185
	北山支店	(219)	022-273-5311		巨理支店	(309)	0223-34-2131
	台原支店	(226)	022-234-0181		名取支店	(307)	022-382-3141
	中山支店	(213)	022-278-8611		名取が丘支店	(308)	022-384-3636
	桜ヶ丘支店	(218)	022-278-8731				
宮城町支店	(220)	022-392-6431	沿岸地区 9カ店	塩釜支店	(401)	022-365-2156	
原町支店	(206)	022-256-6181		石巻支店	(402)	0225-22-2121	
宮城野支店	(207)	022-291-2251		中里支店	(407)	0225-93-8651	
苦竹支店	(210)	022-231-8331		女川支店	(403)	0225-53-4181	
仙台東口支店	(215)	022-293-4685		雄勝支店	(408)	0225-57-2121	
				志津川支店	(404)	0226-46-3670	
宮城野区 4カ店				歌津支店	(405)	0226-36-2006	
	荒町支店	(205)	022-221-7441	津谷支店	(409)	0226-42-2616	
	卸町支店	(212)	022-284-2171	気仙沼支店	(406)	0226-22-6960	
	南小泉支店	(228)	022-232-1565				
若林区 5カ店	沖野支店	(229)	022-285-6251	県央地区 8カ店	古川支店	(501)	0229-22-2020
	東部工場団地支店	(230)	022-239-7481		三本木支店	(508)	0229-52-3511
					田尻支店	(502)	0229-39-1118
	長町支店	(209)	022-248-2191		涌谷支店	(505)	0229-43-2203
長町南支店	(221)	022-246-1171	高清水支店		(503)	0228-58-3121	
八木山支店	(231)	022-229-2111	中新田支店		(506)	0229-63-2274	
太白区 5カ店	太白支店	(232)	022-244-4051	岩出山支店	(504)	0229-72-1078	
	西中田支店	(233)	022-242-3361	鳴子支店	(507)	0229-83-2261	
泉区 5カ店	黒松支店	(202)	022-275-2211	県北地区 8カ店	登米支店	(601)	0220-52-2370
	将監支店	(214)	022-372-5151		米川支店	(602)	0220-45-2041
	南光台支店	(216)	022-251-2111		佐沼支店	(604)	0220-22-2547
	松陵支店	(223)	022-372-2201		中田町支店	(609)	0220-34-3941
	鶴が丘支店	(234)	022-372-6661		津山支店	(603)	0225-68-2311
			瀬峰支店		(608)	0228-38-3771	
仙台市近郊地区 6カ店	多賀城支店	(211)	022-366-1377		岩ヶ崎支店	(606)	0228-45-2131
	高砂支店	(236)	022-368-9021	築館支店	(607)	0228-22-2206	
	利府支店	(235)	022-356-4141				
	泉ヶ丘支店	(217)	022-358-3515	県外地区 1カ店	東京支店	(781)	03-3663-5781
	大富支店	(224)	022-358-8951				
	吉岡支店	(237)	022-345-2121				

仙台銀行の概要 (平成16年9月末現在)

- 創業 昭和26年7月5日
- 行員数 806人 (男子596人、女子210人)
- 資本金 74億85百万円
- 本店 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
- 預金 7,340億円
- 店舗数 71カ店(宮城県内70カ店、東京1カ店)
- 貸出 4,954億円



地域へ役立つ力

仙台銀行

〒980-8656 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
TEL. 022-225-8241(代)

平成16年12月発行/株式会社仙台銀行 企画部

[ホームページアドレス] <http://www.sendaibank.co.jp/>